

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

1. 趣 旨

我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等（以下「劇場、音楽堂等」という。）に係る現状や課題を踏まえ、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与する。

《現 状》

- 我が国における劇場、音楽堂等としての機能を有している施設の多くは、文化会館や文化ホールといった文化施設であり、また多目的に利用される場合が多い。
- これら文化施設における文化芸術活動は、多くの場合は、貸館公演が中心となっている。

《主な課題》

- 文化施設の劇場、音楽堂等としての機能が十分に発揮されていない。
- 実演芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、相対的に地方では多彩な実演芸術に触れる機会が少ない。

2. 概 要

- ① 劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割を明確にするとともに、これらの関係者等が相互に連携協力することを明確にする。（第2条～第8条）
- ② 国及び地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備等を進める。（第9条～第15条）
- ③ 劇場、音楽堂等の事業の活性化に必要な事項に関する指針を国が作成する。（第16条）

（参考）

- ① 「劇場、音楽堂等」、「実演芸術」の定義（第2条）
- ② 劇場、音楽堂等の事業（第3条）
- ③ 劇場、音楽堂等を設置・運営する者の役割（実演芸術の水準向上等）（第4条）
- ④ 実演芸術団体等の役割（実演芸術に関する活動の充実等）（第5条）
- ⑤ 国の役割（劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策の策定、実施）（第6条）
- ⑥ 地方公共団体の役割（地域の特性に応じた施策の策定、実施）（第7条）
- ⑦ 関係者等（劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国及び地方公共団体）の相互の連携及び協力（第8条）
- ⑧ 国及び地方公共団体の財政上・金融上・税制上等の措置（第9条）
- ⑨ 国際的に高い水準の実演芸術の振興等（第10条）
- ⑩ 国際的な交流の促進（第11条）
- ⑪ 地域における実演芸術の振興（第12条）
- ⑫ 人材（制作者、技術者、経営者、実演家等）の養成及び確保等（第13条）
- ⑬ 国民の関心と理解の増進（第14条）
- ⑭ 学校教育との連携（第15条）
- ⑮ 劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針の策定（文部科学大臣）（第16条）

3. 施行期日

公布の日（平成24年6月27日）